

札幌駅交通ターミナル検討会 規約（案）

（名称）

第1条 この会は、「札幌駅交通ターミナル検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想を踏まえ、札幌駅交通ターミナルの事業計画の策定に向け、計画の具体化を図ることを目的とする。

（審議事項）

第3条 検討会は、第2条の目的を達成するため、以下の事項について検討を行うものとする。

- （1） 事業計画に係る検討
- （2） その他、第2条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 検討会は、第2条の目的を達成するため、各有識者、各行政機関、各関係民間事業者等をもって組織し、委員の構成は別紙のとおりとする。

- 2 委員の追加・変更は、検討会の承認を得るものとする。
- 3 委員は、やむを得ない事情により検討会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 委員の任期は事業計画の策定が完了するまでとする。

（座長）

第5条 検討会に座長を置き、委員の互選をもって充てる。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 座長は必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（検討会の運営）

第6条 検討会は、第3条に規定する事項を検討するため、必要に応じ、事務局が招集する。

- 2 検討会は、運営にあたり必要な資料等を委員に求めることができる。

(守秘義務)

第7条 各委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(検討会の公開)

第8条 この検討会の審議は原則公開で行うものとする。なお、非公開とする必要がある場合には、検討会の承認をもって行うものとする。

(検討会資料の公表)

第9条 検討会の資料（参考資料を除く）及び議事要旨については、後日公表するものとする。

(規約の変更)

第10条 本規約の改正等は、検討会の審議を経て行うことができるものとする。

(事務局)

第11条 検討会の運営に係る事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

- 2 事務局は、札幌市まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課、国土交通省北海道開発局建設部道路計画課及び札幌開発建設部都市圏道路計画課に置くものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項が生じた場合には、検討会において都度審議して定めるものとする。

附 則

本規約は、令和2年1月29日より適用する。

札幌駅交通ターミナル検討会 委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属 等
有 識 者	高野 伸栄	北海道大学 公共政策学連携研究部 教授
	羽藤 英二	東京大学大学院 工学系研究科 教授
	岸 邦宏	北海道大学大学院 工学研究院 准教授
交通事業者等	三木 正之	北海道旅客鉄道(株) 総合企画本部 地域計画部長
	中嶋 雅之	札幌駅総合開発(株) JRタワー再整備推進本部 計画部長
	三戸部 正行	一般社団法人北海道バス協会 常務理事
行政機関	本田 肇	国土交通省 北海道開発局 建設部 道路計画課 道路企画官
	福原 英之	国土交通省 北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 都市事業管理官
	村上 睦	国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 次長
	樋口 康弘	国土交通省 北海道運輸局 交通政策部 計画調整官
	久原 賢一	国土交通省 北海道運輸局 自動車交通部 旅客第一課長
	大須賀 康高	北海道 総合政策部交通政策局 交通・物流担当課長
	坪田 靖	札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部長
	高橋 秀士	札幌市 まちづくり政策局 都心まちづくり推進室 札幌駅交流拠点推進担当部長

(事務局) 国土交通省 北海道開発局 建設部 道路計画課
 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 都市圏道路計画課
 札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 交通計画課